

平成22年6月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 深沢知央

平成21年(ネ)第6258号不当利得返還請求控訴事件(差戻審)

(原審:東京地方裁判所平成20年(ワ)第4212号)

(差戻前控訴審:東京高等裁判所平成20年(ネ)第4494号)

口頭弁論終結日 平成22年4月19日

判 決

控訴人(第1審原告)

東京都墨田区江東橋2丁目19番7号

被控訴人(第1審被告)

ネットカード株式会社

代表者 代表取締役

主 文

- 1 原判決を次項のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金322万9291円及びうち金292万0938円に対する平成18年11月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟の総費用は、被控訴人の負担とする。
- 4 この判決の第2項及び第3項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁判

1 控訴人

主文と同旨

2 被控訴人

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は、控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、被控訴人（第1審被告）との間で、昭和62年4月16日から平成18年11月24日まで、金銭消費貸借取引をし、借入れと返済を繰り返してきたとする控訴人（第1審原告）が、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）所定の制限利率により弁済金の引直し計算をすると、過払金が生じているとして、不当利得金（過払金）の返還及びその法定利息の支払を求める事案である。

第1審は、被控訴人（第1審被告）の消滅時効の抗弁を容れて、一部認容の判決をし、これに対し、控訴人（第1審原告）が控訴をしたが、控訴審も、同様の判断をして控訴を棄却したので、これを不服とする控訴人（第1審原告）が上告受理の申立てをしたところ、上告審は、消滅時効の抗弁を認めることはできないとした上、本件を当審に差し戻した。

第3 当事者の主張

1 前提となる事実（争いのない事実等）

- (1) 被控訴人は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が「貸金業法」と改められた。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。
- (2) 控訴人と被控訴人は、昭和62年4月16日から平成18年11月24日までの間、原判決別紙「計算書1」記載のとおり、継続的な金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を行った。
- (3) 控訴人は、平成20年2月18日、本件取引は一連の取引であるから、取引終了日である平成18年11月24日の時点で、本件取引により発生した過払金は292万0938円、未払法定利息は30万8353円となると主張し、上記過払金及び未払法定利息並びに上記過払金に対する取引終了日の

翌日である同月25日から支払済みまでの民法所定年5分の割合による法定利息の支払を求めて、本件訴えを提起した。

- (4) 被控訴人は、第1審における平成20年4月16日の第1回口頭弁論期日において陳述を擬制された答弁書により、昭和62年4月16日から平成15年3月5日までの取引（以下「第1取引」という。）と平成18年10月12日から同年11月24日までの取引（以下「第2取引」という。）について、第1取引は、一連の取引ではなく、また、第1取引は、第2取引と一連の取引でないと主張し、かつ、過払金について悪意であることを否認し、仮に、不当利得返還請求権が生じているとしても、平成10年2月17日以前の弁済によって発生した過払金に係る不当利得返還請求権については、過払金の発生時から訴えの提起まで10年が経過し消滅時効が完成していると主張して、これを援用する旨の意思表示をした。
- (5) 原判決は、本件取引が一連の取引であり、かつ、控訴人が過払金による不当利得につき悪意であるとした上、過払金とその法定利息を新たな借入金債務に充当することを認め、平成10年2月4日時点の過払金とこれに対する法定利息による充当の結果、平成10年8月26日以降の新たな借入金債務は、すべて消滅し、充当されなかった上記過払金及び法定利息の債権は、時効により消滅しているとした上、平成10年3月5日以降の過払金とこれに対する法定利息とを算出し、過払金191万8400円並びにこれに対する平成18年11月24日までの法定利息58万5824円及び上記過払金に対する同月25日から支払済みまでの年5分の割合による法定利息について控訴人の請求を認容した。
- (6) これに対し、控訴人（第1審原告）が控訴したところ、差戻前控訴審判決は、原判決と同一の判断をして、控訴を棄却した。
- (7) これに対し、控訴人（第1審原告）が上告受理申立てをしたところ、上告審は、次のように判示して、本件を当審に差し戻した。

「 繼続的な金銭消費貸借取引が、 借入金債務につき利息制限法 1 条 1 項所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生したときには、 弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含む基本契約に基づくものである場合は、 同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、 特段の事情がない限り、 同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である。

前記事実関係によれば、 本件取引は、 繼続的な金銭消費貸借取引であるから、 それが過払金充当合意を含む基本契約に基づくものであれば、 本件取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、 特段の事情がない限り、 本件取引が終了した平成 18 年 11 月 24 日から進行し、 本件訴えが提起された時点ではいまだ完成していなかったというべきである。

しかるに、 原審は、 本件取引の経過に照らして存在することがうかがわれる基本契約が、 過払金充当合意を含むものであるか否かについて確定することなく、 過払金返還請求権の消滅時効は過払金発生時から進行するとして被上告人の時効の抗弁に理由があると判断したのであるから、 原審の上記判断には、 審理不尽の結果、 判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。 論旨は理由があり、 原判決は破棄を免れない。 そこで、 上記の点について更に審理を尽くさせるため、 本件を原審に差し戻すこととする。」

2 争点及びこれに関する当事者の主張の要旨

- (1) 第 1 取引における基本契約の存否と過払金充当合意の存否について（争点 1）
(控訴人)

第 1 取引においては、 基本契約と過払金充当合意が存在すると見るべきであり、 仮に、 基本契約がなくとも、 個々の貸付けに際し過払金充当合意があったというべきであるから、 過払金返還請求権の消滅時効は、 第 1 取引の終

了時から（第1取引と第2取引が一連の取引である場合には、第2取引の終了時から）、進行を開始するというべきである。

① 第1取引においては、昭和62年4月から平成15年3月まで、約17年間にわたり、計37回の貸付けと計190回の返済が一度として途切れることなく反復継続的に繰り返されている。このような取引経緯によれば、第1取引は、一個の連續した貸付取引であり、これに基本契約が存在したことは明らかである。

最高裁判決も「本件取引の経過に照らして存在することがうかがわれる基本契約」と判示している。

② 前記のとおり、第1取引は、昭和62年4月から平成15年3月まで、約17年間にわたり、計37回の貸付けと計190回の返済が一度として途切れることなく反復継続的に繰り返されている。この取引経過によれば、被控訴人が次の貸付けを行うことを想定していたことは明らかである。

このように、同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその返済が繰り返される金銭消費貸借取引においては、借主である控訴人は、借入れの総額の減少を望み、複数の権利関係が発生するような事態が生じることは望まないのが通常である。そうすると、本件各貸付けに係る控訴人と被控訴人との間の金銭消費貸借契約は、各弁済金のうち、制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至った場合、当該過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の過払金充当合意を含んでいるものと解するのが相当である。また、第1取引の基本契約においても、過払金の充当合意が含まれているというべきである。

③ なお、被控訴人の主張するように、第1取引が基本契約のない個々の独立した取引であるとすれば、過払金を生じても、後の借入金債務に充当されないことになるが、被控訴人自身、第1審の答弁書9頁で、第1取引内部での一連計算を認め、同様の計算をする取引履歴書（甲5の1）を控訴

人に交付して第1取引につき232万7870円（過払金に法定利息が生じないとの前提で計算したもの）の過払金債務が存在することを認めてい
る。

（被控訴人）

第1取引における個々の貸付けは、融資を受ける都度、契約書を作成して消費貸借契約を締結したものであり、リボルビング払方式を採用しておらず、基本契約は、存在しない。したがって、基本契約に過払金充当合意が含まれているとはいえない。

① 最高裁平成19年2月13日判決は、基本契約が締結されていない場合において、先行する取引により発生した過払金が後発の貸付けによる債務には当然には充当されないことを明らかにしている。同判決は「第1の貸付けの際にも第2の貸付けが想定されていた場合」を充当を認める要素の1つとしてあげている。

その後の最高裁平成19年6月7日判決も同旨の原則を明らかにしつつ、その例外として、金銭消費貸借に関する契約条項を含むクレジットカード会員契約があるときは、過払金充当合意を含んでいるものと判示する。

また、最高裁平成19年7月19日判決は、過払金充当合意の存在を認定するに当たり考慮すべき事情として、「前回の返済から時間的に接着していること」を挙げ、空白期間が3か月の事案について、各貸付けを一個の連続した貸付取引であるとした原審の判断を是認したものである。

② 本件では、第1取引については基本契約が存在せず、第2取引の開始時に初めて借入限度基本契約が締結されたものである。そして、第1、第2取引を包括するような基本契約は存在しない。したがって、第1取引における過払金については、基本契約に過払金充当合意が含まれているとはいえない。

③ 以上のとおり、本件においては、過払金充当合意は存在せず、過払金返

還請求権は、その発生の都度、時効の進行を開始するものであり、その請求につき法律上の障害はないから、本訴提起より10年を遡った時点より前に発生した第1取引による過払金返請求権は、時効により消滅している。

(2) 第1取引による過払金が第2取引の貸付金債務に充当されるかどうかについて（争点2）

（控訴人）

① 第1取引は、37回にわたり新たな貸付けが行われ、190回にわたり返済が繰り返されてきたものである。その取引履歴によれば、控訴人は、毎月一定額の返済を続けてきたことになる。

第1取引の終了時点と主張される平成15年3月5日の返済も、2万5000円という従前どおりの一定額であり、通常、端数を生じるはずの約定完済時の弁済額となっていないことから見ても、同日において約定完済がされたものとは考え難いし、第1取引の終了の際に、取引終了時にされるべき清算がされていない。

当然のことながら、当事者双方とも第1取引を終了させる意思はなく、控訴人も、その当時、過払金が発生していることを認識しておらず、その返還を請求したこともない。

被控訴人のいう第2取引との間に約3年7月の中斷はあるが、6年以上の中斷がある事例につき、一連の取引であると判断された先例もあり、また、第1取引と第2取引については、いずれも「015」との同一の基本番号で管理され、枝番を変更したに過ぎない。

加えて、被控訴人は、平成15年3月5日の完済時に契約の終了手続を行った事実及び平成18年10月12日の取引再開時に与信調査を行った事実につき何らの立証をしていない。

以上からすれば、第1取引と第2取引とは、一連の取引であり、利息制

限法所定の利率による引直し計算も、一連のものとしてされるべきである。

また、仮に、第1取引と第2取引が異なる基本契約によるものであるとしても、第2取引の基本契約において、第1取引の基本契約に基づく取引により発生した過払金があるときは、これを第2取引における新たな借入金債務に充当する旨の合意（過払金充当合意）が存在することは明らかである。

② 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けと弁済が多数回繰り返され、一旦債務が完済されたが、その時点で発生していた過払金と法定利息が清算されず、その後取引が再開されて、同様に貸付けと弁済が繰り返された場合には、取引の再開に当たり、新たな基本契約が締結され、借主に対して新たな会員番号が付されても、それは契約内容の変更に過ぎず、実質的には中断までの取引の延長であると見るのが相当であり、中断期間の長短は、借主側の資金需要という偶発的な事情によるものであるから、過払金充当合意の判断に当たりこれを重視すべきでない。したがって、第1取引開始時における過払金充当合意の効力は、第2取引にも及ぶというべきである。

③ したがって、第2取引における新たな42万円の借入金債務については、第1取引の過払金とその法定利息が充当された結果、消滅している。

(被控訴人)

本件取引は、第1取引と、その終了後約3年7月後に再開された第2取引とからなり、第1取引においては、基本契約が締結されず、個別の消費貸借契約が繰り返されたものであり、第2取引において初めて基本契約が締結されたものである。したがって、第1取引において発生した過払金を、その発生当時存在していなかった第2取引の貸付金債務に充当することはできない。

① 第1取引は、リボルビング払方式を採用していないし、1個の基本契約

に基づき、借入れと返済を繰り返す基本契約形式でもなく、その都度その都度行われた単独の取引である。このことは、当時の契約書の書式から明らかである。そして、第1取引における最初の取引は、貸付金額は30万円、貸付利率は52.925%，約定期日15日であるのに対し、第2取引は、第1取引の終了後約3年7月後に締結されたもので、この時初めて貸付限度額を50万円とする基本契約が締結され、その第1回の貸付金額は42万円、貸付利率は27%，約定期日は30日であって、貸付条件が第1取引とは全く異なっている。また、第2取引の基本契約書には、従前の契約がある場合、所定箇所に従前の契約内容が記載される「*既存のお客様へ*」という欄があるが、本件では、第2取引の基本契約書に旧債務の記載がないことからも、2つの取引に継続性がないことが裏付けられている。

- ② 第1取引の終了した時点で、被控訴人は、契約書を控訴人に返還しているか、そうでないとすれば、第1契約の契約条項に基づき、被控訴人が6か月間保管した後、控訴人の意向に基づき破棄している。
- ③ 第1取引は、完済により終了し、第2取引は、その後、控訴人からの新たな申込みにより成立したものである。完済後、従前の顧客から新たな融資申入れがされるかどうかは顧客次第であり、被控訴人にとっては偶然の事情に過ぎない。

さらに、第1取引と第2取引との間には約3年7月もの空白期間があり、第1取引の貸付時点において、第2取引が想定されていたという事情もない。

- ④ 以上のとおり、第1取引終了当時、当事者のいずれもが債権債務が存在しないものとして取り扱っており、第1取引の終了後、約3年7月後にされた第2取引の開始に際し、新たな借入限度契約書を交付していることからも、社会的事実として第1取引と第2取引の契約関係が継続しているとはいえず、両取引を一連の取引と解することは不可能である。

⑤ しかるところ、第1取引がそれ自体一連の取引であるとしても、その過払金は232万7870円であり、第2取引の貸金残債務は39万6727円であるから、被控訴人が、後者を自働債権として、第1取引における過払金請求債権を受働債権としてとして行った相殺（被控訴人は、平成20年4月16日の原審第1回口頭弁論期日において陳述を擬制された答弁書において、控訴人に対し相殺の意思表示をした。）は、有効である。

第4 爭点に対する判断

1 爭点(1)について

(1) 被控訴人は、第1取引における基本契約の存在を否定し、第1取引の貸付けと弁済は、その都度行われた別個独立の取引であると主張する。

そこで、検討するに、控訴人と被控訴人との本件取引の内容（取引年月日、借入金額、弁済額）は、原判決別紙「計算書1」記載のとおりである。

これによると、控訴人は、昭和62年4月16日に30万円を借り入れ、毎月3万2740円の返済を4回（合計13万0960円）行った後、債務が残存している状態で、同年9月10日に13万4655円を借り入れ、その後3万5460円ないし3万2410円の返済を4回（合計13万2690円）行い、さらに債務が残存している状態で、昭和63年2月8日に12万6069円を借り入れ、その後3万7040円の返済を7回（合計25万9280円）行い、同年8月19日債務が残存している状態で、17万4402円を借り入れて、3万0120円の返済を5回（合計15万0600円）行い、以後、4か月から9か月ごとにその間の返済額合計にほぼ相当する借り入れを起こし、爾後、次回の借り入れまで3万1000円ないし3万円程度のほぼ同額の返済をするという取引を平成15年3月5日まで継続している。そして、以上の事実と弁論の全趣旨によると、控訴人は、被控訴人から当初30万円を借り入れ、その後、その完済をしない時点で2回目の借り入れを申し込み、その時点で残存する1回目の借入金元金と約定利息とを新たな元本

に組み入れるとの約定の下、一定額の借入れをし、その新元本から残存借入金元金とそれに対する利息とを控除した残金の交付を受けたこと、以後の第1取引は、控訴人に「015→060624」という会員番号を付した上で、すべて同様の方法により、個別的に契約書を作成して行われたものと認められる。そして、各借入れにおける現実の交付額が、それまでの返済額にほぼ相当する額であったり、それ以下であったりすることからして、新たな借入金の元金は、30万円か、それを多少上回る額に抑えられていたものと推認することができる。

そうすると、上記のように、会員番号を付して取引が開始され、実質的な借換えが2回目から行われていることからして、仮に基本契約書は作成されていなくとも、被控訴人と控訴人との間においては、取引開始当初、控訴人が約定どおり弁済すれば、完済前であっても、上記のように、前の貸付けの元金と利息とを新貸付けの元金に組み入れる方法により、それまでの弁済額を考慮して、新たな貸付けをする旨の基本的な合意が成立していたものと推認するのが相当であり、また、各貸付けに際し、前の貸付けの残元利金を新元金に組み入れて旧貸付けを清算することを予定していたものと認められることからして、上記の基本合意には、仮に過払金があれば、それを新たな貸付金債務に充当する旨の合意も含まれていると解するのが相当である。すなわち、第1取引においては、個々の借入れについて過払金が生じた場合には、これをその後に生じた新たな借入金債務に充当する旨の過払金充当合意が基本契約に含まれているものと認めるのが相当である。

(2) したがって、第1取引に基づく過払金は、第1取引におけるその後の新たな借入金債務に充当されるべきものであり、本件においては、貸金業者である被控訴人において、不当利得につき悪意でないとすべき、特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、第1取引における充当関係は、原判決の別紙「計算書1」の1欄から227欄までのとおりとなる。そして、第1取引の

最終日は平成15年3月5日であるから、第1取引による過払金返還請求権と法定利息債権が時効により消滅する余地はない。

2 争点(2)について

(1) まず、第1取引と第2取引の関係につき検討するに、第1取引に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間は、約16年であり、第1取引に基づく最終の弁済から第2取引の最初の貸付けまでの期間は、約3年7月である。そして、第1取引については、前示のとおり、各貸付けについて契約書が作成されたものと認められるが、それらの契約書、特に最終貸付けの契約書の返還ないし破棄がされたことについては、これを認めるに足りる証拠はなく、第1取引の最終弁済から第2取引の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況は不明である。

もっとも、弁論の全趣旨によると、第2取引については、控訴人からの電話による借入申込みにより開始され、平成18年10月11日付で「借入限度基本契約書」と「借入限度基本契約申込書兼同意書」が作成され、同月12日に42万円の貸付けがされた後、これらの書面が本人確認用の運転免許証の写しとともに、同月23日に被控訴人に送付されたことが認められる。そうすると、第2取引は、第1取引が存在したことを前提として、厳格な与信審査を経ないで開始されたものと認められる。

(2) ところで、第1取引における各貸付けは、その都度、利率が合意され、かつ、元利均等払であったが、第2取引の基本契約においては、年利は、27パーセントとされており、支払方式は、借入金スライド元利均等定額支払方式とされている（弁論の全趣旨）。

そして、被控訴人は、第2取引の基本契約書（被控訴人の上告審における答弁書に資料2としてその写しが添付されている。）には、「*既存のお客様へ*」という欄があり、従前の契約がある場合には、その空欄に従前の契約内容が記載されることになっているが、本件の場合には、その記載がないことか

らも、第2取引は単独の契約であり、第1取引と継続性はないと主張する。

しかし、被控訴人が指摘する上記欄には、「当該借入債務は、本契約及び本契約に基づく新借入債務におきましても、引き継がれます。又、新契約の条項に従って今後も返済されるものとします。なお、新契約の有効な締結により旧契約は失効するものとします。」と明記されている。

したがって、上記基本契約書は、従前の取引が残存する場合には、それが新基本契約に取り込まれ、その一部として存続することを前提としているものと解することができる。

そうすると、第1取引における各貸付けが30万円か、それを若干上回るものであり、かつ、元利均等払とされていたことからして、第2取引の基本契約書は、そのような従前の取引が存在する場合には、それを取り込んで当該基本契約書による取引（借入金スライド元利均等定額支払方式）として継続することを予定しているものと見るべきであるから、従前の取引に過払金充当合意がある場合には、当然に当該充当合意をも承継するとの趣旨の契約であると解するのが相当である。

そして、本件においては、前示のとおり、第2取引は、第1取引が存在したことの前提として、被控訴人への基本契約書等の送付より前に開始されたものであるから、仮に、第2取引開始当時、第1取引による借入金の未払債務が存在しないという前提で基本契約が締結されたとしても、第1取引の様、第2取引が開始されるに至った経緯、第2取引の基本契約書の内容をも総合考慮すると、第2取引の基本契約においては、第1取引における過払金充当合意を承継し、第1取引により生じた過払金を第2取引の基本契約に基づく新借入金債務に充当する旨合意されていると解するのが相当である。

(3) したがって、第2取引における42万円の借入金債務についても、第1取引による過払金及びその法定利息が充当されることになり、第1取引と第2取引とを通じた充当関係は、原判決別紙「計算書1」記載のとおりとなり、

平成18年11月24日の最終弁済時点における過払金は、合計292万0938円となり、未払法定利息は、30万8353円となる。

3 相殺の抗弁について

被控訴人は、第2取引における貸金元金債権を自働債権として第1取引における過払金請求債権と相殺する旨主張するが、第2取引における貸金元金債権が過払金の充当により消滅していることは上記のとおりであるから、上記相殺は、理由がない。

第5 結語

以上によれば、控訴人の請求は全部理由があり、原判決は相当でないから、これを変更することとし、訴訟の総費用につき民事訴訟法67条2項、61条を、仮執行宣言につき同法310条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 岡 久 幸 治

裁判官 三 代 川 俊 一 郎

裁判官 大 寄 麻 代

これは正本である。

平成22年 6月 2日

東京高等裁判所第 11 民事部

裁判所書記官 深沢知

